

2020年6月18日 策定
2020年8月6日 改訂
2020年9月19日 改訂
KAAT 神奈川芸術劇場
(指定管理者：公益財団法人神奈川芸術文化財団)

KAAT 神奈川芸術劇場における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

■はじめに

本ガイドラインは、国及び神奈川県の基本方針等を踏まえ、KAAT 神奈川芸術劇場の活動再開にあたり、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理し記載したものであり、国の専門家会議の提言に基づいて発表された（公社）全国公立文化施設協会による「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月25日制定）を参考に、神奈川県が発表した「業種別チェックリスト（劇場等）」の項目を遵守したものとなっています。

当劇場は、国の方針や設置者である神奈川県の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」（令和2年4月6日付）に基づき、約2ヶ月間、施設を休館していました。

この度、5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項に基づき「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」が出されました。また、同宣言に伴い、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会活動の活動レベルを引き上げていくこととされています。神奈川県においても、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」が同日に改定され、国が示した基本的対処方針を踏まえ、当面の方針が示されました。

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、決して楽観視できるものではありませんが、国の「緊急事態解除宣言」や、神奈川県の「基本方針等」により施設の閉館等の要請が解除されたことに伴い、段階的に劇場の活動を再開していくこととします。この活動の再開にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に取り組むと共に、「心豊かな県民生活の実現」と「地域社会の発展」に寄与する地域の芸術文化の拠点として、社会的役割を果たすことが重要と考えています。

■KAAT 神奈川芸術劇場における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

（1）感染防止のための基本的な考え方

当劇場は上演会場及び上演のための稽古場として運営しており、上演される作品を鑑賞する「観客」、上演や稽古をおこなうために来館する「公演関係者」、劇場の管理運営に従事する「劇場従事者」それぞれが施設内における活動をおこなう際の感染を予防する対策をおこないます。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声がおこなわれる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられるため、こうした環境の発生を極力防止するために、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むこととします。

(2) リスク評価

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である「接触感染」及び「飛沫感染」について、観客や公演関係者の動線等を鑑みたリスク評価をおこない、必要となる負担や影響を勘案しつつ最大限の対策を講ずるものとします。

また、劇場で開催される多くの公演が大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が惹起されるものであることを踏まえ、「集客施設としてのリスク評価」、「地域における感染状況のリスク評価」をおこないます。それらのリスク評価に基づいて、公演や催し等の実施の可否について判断をおこない、中止すべきとの判断に至った場合は、公演関係者とその判断を共有し、できるだけ速やかに観客等に対してその旨を周知します。

(3) 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは以下の構成となっています。公演関係者においては特に「3.公演関係者へのお願い」に書かれた内容に沿った対応をお願いいたします。

○本ガイドラインの構成

1. 劇場が感染拡大予防のために取り組む基本的事項
2. 劇場従事者の対応策
3. 公演関係者へのお願い
 - A.準備において
 - B.稽古場（リハーサル室）では
 - C.楽屋では
 - D.仕込み等作業においては
 - E.舞台稽古あるいは本番においては
 - F.お客様を迎えるにあたって
4. お客様へのお願い

■本ガイドラインの改訂について

本ガイドラインの改訂は、新型コロナウイルス感染症の終息状況（再蔓延も含む）や知見等により、適宜改訂されるものとします。

（2020年9月19日改訂にあたって）

国の方針や神奈川県「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針(令和2年9月15日改定)」に示されたイベント開催制限の緩和に基づき、（公社）全国公立文化施設協会による「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和2年9月18日）」を踏まえて、本ガイドラインを改訂いたします。

1. 劇場が感染拡大予防のために取り組む基本的事項

換気について

- 法令に則った、十分な性能を備える劇場の空調システムにおいて、外気導入率を上げ常時換気をおこなっております。また、屋外に通じる扉や窓、客席扉を適宜開放し、換気の強化に努めます。

消毒及び清掃について

- 施設の入口、楽屋口、客席ロビー等の要所にアルコール消毒液を設置し、入館者には随時手指の消毒をおこなっていただきます。また、施設内の全てのトイレには液体石鹸を設置し手洗いを励行します。なお、ハンドドライヤーの使用は中止とします。
- 階段やエスカレータの手すり、客席の肘掛け・手すり、ロビーカウンター、エレベータのボタン、トイレ、洗面所、ドアノブ、照明・空調スイッチ等不特定多数の手が触れる頻度の高い箇所については、推奨される消毒液を用いて、別途定める作業マニュアルに基づき随時拭き取り清掃をおこないます。
- 施設の入口と楽屋口に、靴裏用消毒マットを設置します。
- 利用者に貸し出すリハーサル室や楽屋の鍵、PHS、カードキーは貸出前に消毒をおこないます。
- 楽屋エリア、稽古場、事務所においては拭き取り清掃用の消毒液及びペーパー等を設置し、利用者にも備品等の拭き取り清掃への協力をお願いいたします。
- 上演やリハーサルにおいて、出演者やスタッフが接触する舞台関係機材については、取扱者を特定し、使用前後に機材の消毒をおこないます。

検温について

- 施設の入口、楽屋口では、サーモグラフィカメラ等によりすべての入館者を検温します。発熱を検知した場合、改めて検温を依頼します。検温結果が37.5度以上であった場合、入館しないよう要請します。

身体的距離の確保

- 施設内のエレベータは私語を慎み、お互いに触れあわない適切な距離を保って使用するよう促します。
- 施設内のエスカレータは、適切な距離を保って利用するよう注意喚起します。
- チケットカウンターや会場受付には飛沫予防のためのアクリル板を設置します。
- チケットカウンター、会場受付、物販、施設内のトイレの行列は最低1mの距離を保つよう整列を促し足元等に目印を設置します。
- ロビー内のソファ、テーブル等を一部撤去いたします。
- 混雑緩和のため、係員による声かけを適宜おこないます。また、必要に応じて、規制退場をおこないます。

感染が発生した際の連絡体制

- 施設の利用者や劇場従事者において感染が判明した場合、保健所及び当施設を所管する神奈川県国際文化観光局文化課ならびに関係する公演主催者に対し必要な情報提供を迅速におこないます。また、保健所等の指示に従って施設の休館・消毒等の対応をおこないます。なお、個人情報への取扱いにあたっては各種規程に基づき細心の注意を払います。
- 神奈川県「感染防止対策取組書」および「LINE コロナお知らせシステム」に施設管理者として登録しており、観客に来場記録の登録を促します。また公演主催者に対しても同システムへのイベント登録を依頼します。

その他

- ロビーでの飲食物の提供・販売はおこないません。アトリウムを含む施設内でのお食事を当面の間、禁止させていただきます（レストランやペットボトル飲料等の水分補給を除く）。

- ロビーに設置している水飲み場は使用中止とします。
- クロークの営業はおこないません。また当面の間ロビー内のコインロッカーを使用中止とします。
- ブランケット、オペラグラスの貸出はおこないません。
- 施設の利用者や劇場従事者において体調不良が発生した場合の連絡体制を整備し、あらかじめ定めた対応指針に基づいて迅速に対応します。
- 当劇場はこれらの感染予防対策を公演主催者と協力しておこないます。公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、必要な措置を講ずるよう依頼します。
- 建物内のNHK 横浜放送局及びレストランについては、適宜情報交換をおこない、連携を図りながら対応します。

2. 劇場従事者の対応策

- 劇場従事者（施設の管理・運営に従事する者。財団、派遣会社及び業務委託先の職員等を含む）は、出勤前に検温し、37.5 度以上の発熱が認められる場合には上司に連絡の上自宅待機とします。また、発熱の他に以下の症状がある場合にも自宅待機とします。【咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐】
- 入館時は必ず楽屋口から入館してサーモグラフィーカメラによるチェックを受け、発熱が認められた場合再度電子体温計等で検温し、37.5 度以上であった場合は上司に連絡の上帰宅させます。
- 発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日、健康状態を確認した上で、（解熱薬を使用していない状態で）症状が改善してから最低 48 時間の経過期を経るまでは出勤しない、させないこととします。
- 管理職等においては、劇場従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握します。
- 劇場での勤務はその安全管理上必要最小限の人数とし、可能な範囲で在宅勤務を推奨します。劇場での勤務が必要な場合も、時差出勤を活用し公共交通機関の混雑時の出退勤を避けるなどの工夫をおこないます。
- 劇場従事者はマスク着用で勤務にあたります。接客をおこなう者は、マスク、状況に応じてフェイスシールドやプラスチックグローブを着用します。また、適宜液体石鹸を用いた手洗い、アルコールによる手指の消毒をおこないます。
- 安全確保のためあるいは作業の性質上不可能な場合を除いて2m目安、最低1mの身体的距離を取るものとします。身体的距離を取ることが難しい場合、パーティションの設置、フェイスシールドの着用などの代替措置を講じます。
- 勤務する場所においては可能な限り常時換気をおこないます。
- ユニフォーム・作業着・衣服はこまめに洗濯をおこないます。
- 食事休憩を取る際は、2mを目安とする身体的距離を確保します。身体的距離の確保が難しい場合はパーティションを設置します。また、複数人が同時に食事休憩を取る際は、対面での食事はおこなわず、会話は控えます。
- パソコン、電話、事務用品等はできるだけ共用を避け、共用する物品については使用後にアルコール消毒をおこないます。
- 施設内のエレベータは私語を慎み、お互いに触れあわない適切な距離を保って使用します。また、外部の来館者優先とし、身体的距離を保つことが難しい場合は階段の使用を励行します。
- 新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した場合や、感染者と発症 2 日前から隔離開始までの期間に濃厚接触した可能性がある場合は、速やかに上司に報告の上自宅など感染リスクのない場所で待機し、保健所等の指示を仰ぎます。

3. 公演関係者へのお願い

A. 準備において

- 公演関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。
- 公演関係者に対して、氏名及び緊急連絡先が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に説明し了解を得てください。
- 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、公演関係者全員に周知徹底してください。
- 全国的な移動を伴う公演、来場者が1,000人を超えるような公演の開催を予定する場合には、実施の可否や開催方法等について、劇場と十分に協議をおこない、必要となる措置を講じてください。
- 公演関係者全員は日々検温をおこない、体調管理に努めてください。劇場入館時には必ず楽屋口から入館し、サーモグラフィーカメラによるチェックを受けてください。発熱が認められた場合再度電子体温計等で検温し、37.5度以上であった場合、本人及び公演主催者に帰宅を要請します。
- 発熱等の症状により自宅で療養することとなった場合、毎日、健康状態を確認した上で、（解熱薬を使用していない状態で）症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは稽古及び公演への参加をしない、させないようにしてください。
- 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者は帰国、入国から14日以上経過した後、稽古及び公演への参加としてください。

B. 稽古場（リハーサル室）では

- 稽古場（リハーサル室）は、出演者、スタッフを含めた使用人数の上限を定め、スタジオにおいては38人、アトリエにおいては12人を目安とします。但し、稽古内容、使用エリアの偏り、窓の開放の可否などを勘案し運用してください（アトリエにおいて、窓を開放して使用する場合には、20人を目安とします）。
- 出演者、スタッフともに、健康を守ることを第一と考え、体調が優れないと感じた場合には、各セクションの責任者や制作担当に連絡の上、稽古への参加を見合わせてください。
- 出演者も含め、外す必要のある状況以外、待機時間も含め、全員原則としてマスクを着用してください（マスクの着用が難しい状況ではフェイスシールドを着用）。演技中の出演者に関して、状況に応じて着用の可能性を吟味してください。
- 適宜手指の消毒がおこなえるよう、要所に消毒液を設置してください。
- 休憩の頻度を増やし（概ね60分ごとを目安）、休憩中は、各自手指の消毒、また会場の換気を積極的にこなってください。稽古が進行中であっても、できる限りドアや窓の開放などで常に換気をおこなうよう、心がけてください。
- 感染予防のために適切な換気能力を発揮できるよう、各会場の空調を運転してください。（外部公演関係者においては、劇場従事者にご相談ください。）
- その日の稽古に出番の無い出演者は稽古場に呼ばない、あるいは時間差での稽古場入りを励行し、稽古場における人数を最小限とするよう、心がけてください。
- 稽古時間ができるだけ短時間になるよう、また公共交通機関を使用する者がラッシュアワーを避けて移動できるよう合理的な稽古スケジュールの立案をおこなってください。
- 稽古場に入るのは、原則として関係者のみとし、一時的に外部の方が来訪する場合も連絡先を把握し、また各日ごとに、入室者を記録してください。

- 稽古場内において、シーンに出ていない出演者、スタッフ共に、可能であれば2m、最低1mの間隔を開けて座ってください。また、室外の待機スペースでも、1m程度の間隔をとって着席できるように、椅子などを配置してください。
- 打ち合わせなど、オンラインを活用できる内容は、積極的にオンラインツールを活用してください。
- 原則ケータリングの設置はおこなわず、飲食物は各自持参としてください。なお、給水機やポット等を設置する場合は、使用前の手指消毒等の対策を徹底してください。
- 食事は、他の者との十分な距離をとった上でおこなってください。また、複数人が同時に食事休憩を取る際は、対面での食事はおこなわず、会話は控えてください。
- トイレを使用する際は蓋を閉めて水を流すようにしてください。
- 土足エリアと稽古場履きエリアを区分してください。
- 稽古場履きは各自持参してください。マネージャー等関係者も、できるだけ持参してください。スリッパがどうしても必要な際には、その都度用意し、使用後は消毒して収納してください。
- タオル、筆記用具などすべて個別での使用のみとし、共用しないでください。
- 更衣室に同時に入室する人数を広さに応じて制限してください。
- 更衣室ロッカー・貴重品ロッカーは、出演者、スタッフの個人に割り当てて使用してください。
- 対面での指導、打ち合わせの時には、飛沫や接触に特に注意を払ってください。
- マイク、トランシーバー、インカムなど触って使用する機材などは、消毒を挟まない限り、使用者を一人に限り、共用しないでください。
- 衣裳・小道具等を扱うスタッフは作業に支障のない限り手袋を着用し、扱う人を限定してください。手袋は、日ごとに洗濯もしくは廃棄してください。
- 稽古場道具、小道具などで、複数の出演者、スタッフが使用、接触する箇所は、消毒をこまめにおこなってください。
- 稽古場及び周囲諸室のドアノブは適宜消毒をおこなってください。
- 稽古場・更衣室内の使用した椅子・テーブルは、毎日使用後に消毒をおこなってください。

C. 楽屋では

- 「B.稽古場（リハーサル室）では」に準じた対応をおこない、加えて以下に留意してください。
- なるべく密集がおきないように楽屋割を計画し、必要に応じて化粧前に間仕切りを設置するなどの対策を講じてください。
- 各楽屋においては可能な限り排煙窓とドアを開放して、換気に努めてください。
- メイクスタッフ、衣裳スタッフは、出演者との接触前後に手指消毒をおこなってください。
- 楽屋面会をおこなわないでください。
- プレゼント、差し入れ、花束なども、ご遠慮願うよう、観客にあらかじめ周知して、受け取りをおこなわないでください。
- 各楽屋の椅子・テーブルなど使用した備品は毎日使用後に消毒をおこなってください。

D. 仕込み等作業においては

- 作業に入る前に、以下の項目について作業員全員に周知徹底してください。

- 作業の安全確保や機材特性上の条件により、以下の記載の通りにおこなえない場合には、状況に応じ最善の対策を講じてください。
- できる限り、密集密接の状況をつくらないように、作業スケジュールや人員配置の計画を立案してください。（具体的には、時差をつけた作業工程、作業区域の重複を避ける、適正な人数での作業など）
- 感染予防のために適切な換気能力を発揮できるよう、各会場の空調を運転してください。（外部公演関係者においては、劇場従事者にご相談ください。）
- 休憩中の密集密接を避けるために、休憩時間に時間差をつけるなどの工夫と休憩場所の衛生管理をおこなってください。また、休憩中の食事は、他の者との十分な距離をとった上で、対面を避け、会話は控えてください。
- 各作業員においては、体調不良を感じた場合には、各セクションの責任者や制作担当に連絡の上、作業参加を見合わせてください。
- 休憩時間も含め、全員原則としてマスクを着用してください。（マスクの着用が難しい状況ではフェイスシールドを着用）
- 作業開始時、休憩開始時、作業再開時、作業終了時には、必ず手洗い／手指の消毒をおこなってください。また、作業中においてもこまめに手洗い／手指の消毒を励行してください。
- 手袋を着用して作業する際には、着脱時の取り扱いにも注意を払ってください。また、手袋は日毎に洗濯／消毒もしくは廃棄してください。
- 基本安全用具（ヘルメット、ハーネス）は、原則として作業員各自が持参してください。
- 工具はなるべく共用を避けてください。また、工具を共用した場合や劇場の汎用機材（台車、高所作業台、脚立など）の使用前後には手洗い／手指の消毒を心がけてください。また、劇場スタッフにより、これらは定期的に消毒をおこないます。
- 作業指示に当たっては、マイクやインカムあるいは掲示物の活用など、大声での発声を必要最小限にするよう、心がけてください。（但し、突発的な危機回避のための声かけは、通常通りおこなってください。）
- 機材の受け渡し等、対面での作業や打ち合わせ時は、飛沫や接触に特に注意を払ってください。
- 搬入エレベーター操作盤やドアノブなど、多くの人々が触る可能性のある場所は、劇場スタッフが適宜消毒をおこないます。
- 操作卓やその周辺機器などについては、オペレートや運用に責任を持つ者によって、毎日除菌シート等で消毒してから作業を始めてください。

E.舞台稽古あるいは本番においては

- 出演者、スタッフともに、体調不良により感染が疑われるような場合には、各セクションの責任者や制作担当に連絡してください。各責任者や制作者は、本人からの申し出を尊重し検討した上で、必要と判断される場合には、参加の見合わせを指示してください。公演主催者・制作者においては、体調不良者が出た場合に備えたバックアップ体制を可能な限り準備してください。
- 観客との接触や、近距離で観客に飛沫が及ぶおそれのある演技・演出は控えてください。
- スタッフは、原則としてマスクを着用してください。（マスクの着用が難しい状況ではフェイスシールドを着用）
- 出演者においても、舞台上での演技中やメイクに支障の出る場合を除いて、マスクを着用してください。（マスクの着用が難しい状況ではフェイスシールドを着用）
- 舞台裏の出演者・スタッフの動線等について、密な状態をできる限り避け、袖中等におけるスタンバイ場所においても、各人の距離を少なくとも1m以上とるように配慮してください。

- 感染予防のために適切な換気能力を発揮できるよう、各会場の空調を運転してください。（外部公演関係者においては、劇場従事者にご相談ください。）
- 土足エリアと舞台履き物（内履き）エリアを区分してください。
- 衣裳、メイク付き舞台稽古を、必要最小限とするよう、スケジュールを立案してください。
- 衣裳・小道具等を扱うスタッフは、作業に支障がない限り手袋を着用し、扱う人を限定してください。手袋は、日ごとに洗濯もしくは廃棄してください。
- 舞台装置、小道具などで、複数の出演者、スタッフが使用、接触する箇所は、消毒をこまめにおこなってください。
- マイク、トランシーバー、インカムなど触って使用する機材などは、消毒を挟まない限り、使用者を一人に限り、共用しないでください。がなり（ハンドマイク）も、一人一本を個別に使い、共用しないでください。また、配布・回収・管理の際などに、個体ごとに離して取り扱ってください。
- 演出卓、照明・音響卓などに並んで座る場合にも、少なくとも1m以上の距離をとってください。

F.お客様を迎えるにあたって

- 座席の最前列席は舞台上（または出演者の立ち位置の先端）から十分な距離をとってください。
- 客席は、感染拡大の状況と国および神奈川県の方針に基づいて、以下の項目を遵守できる範囲内で安全に運営できるよう、座席配置や収容人数を計画してください。
- 配席については、原則指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- 観客の混雑を避けるため、ホール、大スタジオ、中小スタジオのうち複数の会場で上演がおこなわれる場合には、開演時間、終演時間が重ならないよう、劇場が調整を図ります。ご協力をお願いいたします。
- ロビー内の受付、物販等の配置を検討し、観客の密集が発生しないようにしてください。
- 余裕を持った開場時間、休憩時間を設定してください。また、券種やゾーンごとの入退場による混雑緩和を検討してください。
- 主催者と当劇場が用意する客席案内係の間で受付、入場、物販、トイレ等の整列について事前に打ち合わせをおこない、観客の密集が発生しない体制をとってください。
- 観客から事前に体調不良等の申し出があった場合、チケットのキャンセルを受け付けるよう配慮をお願いいたします。
- 観客に体調不良者が発生した場合、速やかに他のお客様から隔離し施設管理者及び客席案内係に連絡してください。感染が疑われる症状がある場合、医療機関及び保健所へ連絡し指示を受けてください。
- チラシ、パンフレット、アンケートを手渡して配布する場合は、事前の手指消毒を徹底し、飛沫や接触等の感染症対策に十分配慮しておこなってください。
- ロビーで使用する什器等（受付台、パーテーション、サインスタンド、机、折りたたみイス、貸出用車椅子等）は、使用前後に消毒をおこなってください。
- 接客するスタッフはマスクを着用してください。また必要に応じて手袋及びフェイスシールドを着用してください。
- チケット販売、グッズ販売においては対面する場所にアクリル板やビニールカーテンを設置してください。また会計時にはコイントレイを使用し、キャッシュレス決済の導入も検討してください。
- もぎりにおいては電子チケットの導入や目視確認、手袋の着用など、接触回避の方法を検討してください。

- 観客にマスク着用の徹底、こまめな手洗いや手指消毒をお願いし、周知してください。
- 観客に、出演者等へのプレゼント・差し入れは当面控えるよう周知してください。
- 出演者との面会、また入り待ち、出待ちは控えていただくよう、周知してください。
- 開場時、休憩中には、「4.お客様へのお願い」にある事項の遵守を促す注意喚起をおこなってください。
- 来場前の検温の実施の要請のほか、「4.お客様へのお願い」に記載してある来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。

- チケットシステム等により事前に把握している範囲で、また、当日券の販売においても観客の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、観客に対して、これらの情報が、観客から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。なお、個人情報の取り扱いには十分な対策を講じてください。
- 神奈川県「感染防止対策取組書」および「LINE コロナお知らせシステム」にイベント主催者として登録し、来場者の目の付く場所に掲示してください。また、観客に、来場時には同システムに来場記録を登録するよう、周知してください。

4. お客様へのお願い

KAAT 神奈川芸術劇場では、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため様々な対策をおこなっております。お客様におかれましても安全に公演を楽しんでいただくため、以下のことにご協力をお願いいたします。

- こまめな手洗い、手指消毒へのご協力をお願いいたします。各洗面所には液体石鹸を、劇場内各所には消毒液を設置しておりますのでご利用ください。
- 施設内では、必ずマスクの着用をお願いいたします。マスクを着用されていないお客様の入館はお断りいたします。
- 換気を強化しているため、空調効果が一時的に損なわれる可能性があります。寒暖に配慮した備えを各自でご用意ください。暑さ等により体調に異変を感じた場合、係員にお申し出ください。
- 施設内での飲食は、水分補給をのぞき、当面の間、ご遠慮いただきますようお願いいたします。
- 水分補給や服薬に必要なお水等は各自お持ちくださるようお願いいたします。なお、建物3階に自動販売機がございますのでご利用ください。
- トイレに並び、物販に並び、ソファで休憩するなどロビーで過ごす際にはお客様同士最低1mの身体的距離を確保し、対面での会話はお控えください。
- 飛沫感染防止の観点から、客席内での会話は常にお控えください。
- 着席時に他のお客様が自席前を通るときには、互いの接触を少なくするようご協力ください。
- トイレをご利用の際は蓋を閉めて水を流すようご協力ください。
- 入館時、サーモグラフィによる発熱検査をおこないます。サーモグラフィカメラの検知により発熱が疑われる場合、非接触体温計または電子体温計により検温をおこないますのでご協力をお願いいたします。なお、検温により37.5度以上であった場合は入館をお断りし、チケットの払い戻しをおこないます。
- サーモグラフィの検査実施に伴い、通常より入場にお時間がかかる可能性があります。時間に余裕を持ってご来館くださいますようお願いいたします。また主催者により入場時間の指定や規制退場をおこなう場合がございますので、指示に従っていただきますようお願いいたします。
- ご観劇中に体調がすぐれないとお見受けするお客様がいらっしゃった場合、スタッフがお声がけさせていただきます。
- 出演者等へのプレゼント、お手紙、祝い花など差し入れは辞退申し上げます。
- 楽屋口など劇場付近での出演者等の入待ち、出待ちはご遠慮ください。
- KAAT 神奈川芸術劇場は、神奈川「感染防止対策取組書」および「LINE コロナお知らせシステム」に登録しています。ご来場の際は来場記録を必ず登録してください。LINEをご利用でない方は、来場者カードに氏名・連絡先をご記入ください。

■以下のお客様につきましてはご来館をお控えいただきますようお願いいたします。

- 体調がすぐれないお客様
- 37.5度以上の発熱や咳などの症状があるお客様
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をされたお客様
- くしゃみや鼻水などにより他のお客様にご迷惑をおかけする可能性があるお客様
- 同居家族や職場、学校など身近に新型コロナウイルス感染症の感染者もしくは感染の可能性のある方がいらっしゃるお客様
- 『検疫強化対象地域※』から日本へ入国後14日間経過していないお客様

※水際対策の抜本的強化に関するQ&A | 厚生労働省 に記載の(※1)検疫強化対象地域 を指す。